

岩手県告示第252号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和6年4月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 盛岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 盛岡広域都市計画道路事業 3・3・8号盛岡駅内丸線
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 盛岡市大沢川原一丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 令和6年4月9日から令和15年3月31日まで